

最大 100 万

令和 8 年度

空家等の除却費用を助成します  
— 会津美里町空家等除却推進事業補助金 —

町内にある空家等の除却を行う方に、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象空家	補助限度額	補助率	要件
特定空家等 ※1	100 万円	5分の4以内	跡地利用制限なし
不良住宅 ※2	100 万円	5分の4以内	跡地利用制限なし
空家住宅等 ※3	50 万円	5分の4以内	除却後の跡地について ①10年間の譲渡・譲与禁止 ②地域活性化のため地元行政区に10年間以上の無償貸与

※1 特定空家等 : 倒壊等の危険性・周辺の住環境に与える影響が高い空家で、町空家等対策本部会議にて認定された空家等

※2 不良住宅 : 屋根・外壁などが崩壊しているなど、放置することが不適切である状態にあると認められるもので、判定票にて建築士等が不良住宅と判断した空家

※3 空家住宅等 : 1年以上、空き家となっている建物

※補助対象とならない場合

- ・所有者又は相続人等が、同一敷地内又は隣接するとみなされる敷地に居住している場合
- ・同一敷地内にあるすべての建築物を除却しない場合
- ・町内に事務所を有する解体業者に発注しない場合
- ・交付決定の前に契約または工事に着手した場合

詳しくは  
こちらから！

【お問合せ先】

会津美里町 建設水道課 管理係 電話 0242-55-1181



# 補助事業の流れ

